

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

令和 8 年 4 月 14 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

牛豚等疾病小委員会での審議、都道府県からの意見及びパブリックコメントを踏まえた、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要は以下の通り。

- 1 法改正に伴い選択的殺処分が導入された後も、将来の豚熱清浄化のために引き続き飼養衛生管理の徹底等の発生予防及びまん延防止に万全を期すことが重要である旨記載（P. 3 前文【資料 4】）
- 2 予防的ワクチン接種の対象家畜からの除外について、高度な隔離・監視下にある豚等であるかについて農林水産省が行う確認を廃止し、畜産の用に供される豚等（飼養される豚及びいのししをいう。以下同じ。）から隔離されることが明らかな試験研究用の豚等について、農林水産省に報告の上、接種対象から除外できる旨記載（P. 13・14 第 3－2 4【資料 4】）
- 3 都道府県が豚等の所有者から異常豚の届出を受けた際の対応として、陽性判定時に備えた準備として、ワクチン接種区域の都道府県は、検査結果が判明するまでに届出元の農場における豚等の飼養状況、ワクチン接種状況、畜舎間の移動履歴等について把握する旨記載（P. 16・17 第 4 4【資料 4】）
- 4 発生農場等における防疫措置について、ワクチン非接種区域における措置とワクチン接種区域における措置をそれぞれ記載するとともに、法改正に伴い、選択的殺処分を含むワクチン接種区域における措置として、主に以下について記載（P. 19-32 第 7－1 及び第 7－2【資料 4】）
 - （1）患畜の所有者に対して、と殺指示書を交付し、病原体拡散防止措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了すること

- (2) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）
第 17 条の規定に基づき都道府県知事が殺すべき旨を命じる疑似患畜として、特別な事情がない限り、「ワクチンによる免疫が成立していない豚等」、「豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等」及び「その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」とすること
- (3) 家畜防疫員は、患畜確認後、速やかに、発生農場において殺処分すべき旨を命じる豚等を除く全ての豚等に対する臨床検査や、臨床検査で異状を呈した豚等に対する遺伝子検出検査等からなる拡散状況確認検査を実施すること
- (4) 家畜防疫員は、法第 21 条に基づき患畜及び疑似患畜の死体の所有者に対し、焼却又は埋却を指示すること
- (5) 家畜防疫員は、法第 23 条に基づき豚熱ウイルスに汚染し、又は汚染したおそれのある物品の所有者に対し、焼却、埋却又は消毒を指示すること
- (6) 家畜防疫員は、法第 25 条に基づき、患畜等が確認された農場の豚等の所有者に対し、1 週間間隔で 3 回以上、患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜の所在した畜舎等の消毒を指示すること
- (7) 都道府県は、特別な事情がない限り、患畜と判定された日から遡って 10 日目の日以降に患畜又は豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等と同一の畜舎で飼養されていた豚等（繁殖豚を除く。）に対して緊急的なワクチンの追加接種を行うこと
- (8) 都道府県は、患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場に対し、患畜確認後、患畜と判定された日から 90 日が経過し、かつ、防疫措置が完了した日（(6)の 3 回目の畜舎等の消毒が完了した日をいう。）から 28 日が経過した日まで、法第 32 条に基づき移動制限を講じるとともに、法第 52 条に基づき毎日、異状の有無や死亡頭数等を報告するよう求める等の措置（監視プログラム）を講じること